固定資産課税台帳などの縦覧・閲覧

■縦覧・閲覧期間

　4月1日～5月31日（土・日曜日、祝日を除く）

■閲覧場所

　税務課（市役所本庁舎3階）、各総合支所市民福祉課

※代理人の場合は本人自筆の委任状（法人は代表者からの委任状）が必要です。

固定資産課税台帳の閲覧

　納税義務者は、固定資産課税台帳の本人の資産に対する記載部分（借地人・借家人などは、その使用や収益の対象となる部分のみ）を確認することができます。

■固定資産課税台帳の閲覧対象者など対象者

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 持参するもの |
| 固定資産税の納税義務者 | 固定資産税納税通知書または課税明細書（前年度分でも可）、本人確認書類（運転免許証など） |
| 借地人、借家人などの有償契約者 | 契約書、本人確認書類（運転免許証など） |

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

　土地や家屋を所有する納税者は、他の土地や家屋と比較して、価格が適正かどうかを確認することができます。

■対象

　土地・家屋の所有者（納税者）

■内容

　土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格）、家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格）の縦覧

■持ち物

　固定資産税納税通知書または課税明細書（前年度分でも可）、本人確認書類（運転免許証など）

届け出のお願い

市内に有する固定資産に次のような変更があった場合は、税務課土地・家屋担当に届け出をお願いします。

未登記の建物を取り壊した場合

所有者を変更した場合（所有権　移転登記をする場合は不要）

税務課土地・家屋担当　23-2148

大崎市地域公共交通網形成計画（案）への意見を募集します

　大崎市の公共交通の方向性を示す地域公共交通網形成計画の作成にあたり、計画（案）に対する意見を募集します。

■閲覧期間・募集期間

　4月11日まで（当日消印有効）

■閲覧場所

●市政情報センター（市役所東庁舎1階市政情報課内）

●市政情報コーナー（各総合支所地域振興課内）

●まちづくり推進課（市役所西庁舎4階）

●市ウェブサイトに掲載

■応募資格

　市内に居住または通勤・通学している人

■応募方法

　市ウェブサイトに掲載している意見書提出用紙か、任意の様式に、意見、住所、氏名、電話番号などの連絡先を記入し、まちづくり推進課へ持参または郵送、ファクス、Ｅメールで提出

※匿名（無記名）や電話での意見は、受け付けできません。

■応募先

まちづくり推進課（古川七日町1-1）　ファクス23-2427　Ｅメール　machi@city.osaki.miyagi.jp

まちづくり推進課地域自治・NPO担当　23-5069

軽自動車税などの障害者減免制度

　障害のある人は、軽自動車税や自動車税の減免を受けられる場合があります。減免の対象になる車両は一人一台です。減免を受けようとする場合は、納期限7日前までに申請してください。

※前年度に減免を受けた人には、申告書を郵送します。

■軽自動車の減免申請

期間　5月13日～24日

持ち物　車検証、各手帳（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）、運転者の運転免許証、認印、納税者のマイナンバー確認書類（個人番号カード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票のいずれか）またはその写し、本人確認書類（運転免許証など）、代理人の場合は委任状と身分証明書

提出先　税務課市民税担当　23-2148

　各総合支所市民福祉課税務担当

■普通自動車の減免申請

　手続き方法など、詳しくは県北部県税事務所へお問い合わせください。

期間　5月24日まで

窓口　県北部県税事務所　91-0705

税務課市民税担当　23-2148

集会所の整備費用の一部を補助します

　地域住民のコミュニティ活動の振興および円滑な運営を図るために集会所の整備に対する費用の一部を補助します。

　平成28年度から、補助率、補助金額、補助対象を拡大します。

■対象

　事業計画があり、年度内に完了する事業

■補助金の種類と補助金額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助率 | 補助上限額 |
| 集会所の新築および改築 | 工事費用の75％ | 1,125万円 |
| 集会所の増築 | 工事費用の75％ | 375万円 |
| 集会所整備に関するその他の工事（修繕工事、外構工事、既存建物の解体工事） | 工事費用の75％ | 375万円 |
| 集会所の排水処理施設整備 | 工事費用の75％ | 75万円 |

■注意点

　予算の範囲内での補助となります。申請件数が多い場合、優先度を考慮して事業を採択します。

※大規模な災害で被害を受けた場合は、別途相談してください。

■受付期間

　4月1日～28日

■受付場所

　まちづくり推進課、各総合支所地域振興課地域づくり担当

■問い合わせ

まちづくり推進課地域自治・NPO担当　23-5069

各総合支所地域振興課地域づくり担当

松山　55-2111

三本木　52-2112

鹿島台　56-7111

岩出山　72-1211

鳴子　82-2191

田尻　39-1111

まちづくり推進課地域自治・NPO担当　23-5069

生活資金などを融資しています

　勤労者の皆さんに生活資金などを融資しています。詳しくはお問い合わせください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資金 | 限度額 | 返済期間 | 貸付利率 |
| 生活 | 100万円 | 7年以内 | 年2.65% |
| 教育 | 300万円 | 10年以内 | 年1.65% |
| 育児・介護休業者 | 100万円 | 7年以内 | 年1.35% |

※連帯保証人は１人以上が必要です。または、東北労働金庫が指定する信用保証機関の保証付けが必要です。

■融資対象者

　市内に勤務先や住所を有する人で、東北労働金庫の会員・会員となる資格を有する人

※育児・介護休業者資金は、ほかにも要件があります。

■申込

　東北労働金庫古川支店窓口で申し込み

商工振興課商工振興係　23-7091　　東北労働金庫古川支店　24-1400

年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）を支給します

　該当と思われる人には4月中に申請書などを郵送します。

■対象者

　次のすべてを満たす人

①平成27年1月1日時点で大崎市の住民基本台帳に登録されている人

②平成27年度分の市民税が課税されていない人

③昭和27年4月1日以前に生まれた人

※平成27年度分の市町村民税が課税されている人（他市町村に居住する人を含む）に扶養されている人、生活保護を受けている人などは対象になりません。

■支給額

　対象者１人につき3万円

■受付期間

郵送　4月21日～7月20日（当日消印有効）

窓口　4月21日～28日

■受付窓口（窓口受付期間）

市役所本庁舎北会議室1階、各総合支所市民福祉課

■問い合わせ

臨時福祉給付金専用ダイヤル　23-6410

受付時間　9時～17時（土・日曜日、祝日を除く）

※電話などで、課税状況など個人情報に関する問い合わせはできません。

市や厚生労働省を装った給付金詐欺に注意

①現金自動預け払い機（ATM）の操作や臨時福祉給付金の手数料の振り込みを求めることはありません。

②現時点で世帯構成や口座番号などの個人情報を照会することはありません。

社会福祉課地域福祉係　23-6410